

## 所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

### 【算定条件】

- 1.所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、（Ⅰ）は1回に連続する7日を（Ⅱ）は1回に連続する10日を限度とし、月1回算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないこと。
- 2.所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3.所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 带状疱疹
  - ニ 蜂窩織炎
- 4.肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- 5.算定する場合にあつては、診断名および診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。  
また、抗菌薬の使用にあたっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び、带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- 6.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 7.（Ⅱ）においては当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎・尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講したものとみなす。

**【令和5年度算定状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）】**

所定疾患1	R5/4		R5/5		R5/6		R5/7		R5/8		R5/9		R5/10		R5/11		R5/12		R6/1		R6/2		R6/3	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数										
尿路感染									7	41	5	30	6	29	11	71	8	44	5	26	8	49	1	7
肺炎													2	9	2	13								
蜂窩織炎													2	10	3	12	1	6						
所定疾患2	R5/4		R5/5		R5/6		R5/7		R5/8		R5/9		R5/10		R5/11		R5/12		R6/1		R6/2		R6/3	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数										
尿路感染	7	43	6	31	6	42	6	39									1	10					2	18
肺炎	4	30					2	15															1	7
蜂窩織炎																			1	10				

**【治療内容】**

**肺炎：**血液検査、胸部レントゲン、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴注射（生食＋セフトリアキソン Na1g、生食＋ホスホマイシン 2g）、

内服（フロモックス、レボフロキサシン）、水分補給（点滴、経口補水）、喀痰吸引など診察結果に基づいた必要な治療

**尿路感染症：**血液検査、検尿、一般沈査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴注射、内服（フロモックス、レボフロキサシン）、

水分補給（点滴、経口補水）など診察結果に基づいた必要な治療

**带状疱疹：**抗ウイルス剤の点滴注射、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療

**蜂窩織炎：**抗ウイルス剤の点滴注射、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療